

教政第338号
令和2年3月20日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について（通知）

本年2月28日の『「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第317号）」の更新について（通知）（令和2年2月28日11:30時点）』により、各市町村教育委員会におかれては、所管の学校において県立学校と同様の対応、3月2日（月）から春季休業の開始までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いしておりました。

このたび、臨時休業期間が終了し、3月25日（水）からの春季休業を迎えるに当たって、学校において留意すべき事項を次のとおりまとめ、県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応について、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。